

## ～相談事例～

こんな時、どうするの？ 容り法の入札に参加するには。



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(内容)

当社はプラスチックや紙などの処理施設を有しており、今後、容器包装リサイクル法の入札に参加したいと考えているが、手続きはどのようにやるのか。

(回答)

入札に参加するには、貴社の有する処理施設が単に処分するのではなく、再利用する施設でないと登録できないようですが、手続きの流れはつぎのとおりです。

まず入札に参加するには、日本容器包装リサイクル協会への登録申請を行う必要があります。登録申請に関する詳細は毎年7月の官報で公示されます。登録申請の締め切りは、7月末です。なお、登録は、ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の4種類があります。登録申請されると協会による書類・施設の審査があり、登録の可否結果は11月中旬に申請者に通知され、12月中旬に入札方法・入札説明会開催案内を官報で公示します。登録されないと入札に参加できません。12月中旬に入札説明会が開催され、12月下旬から翌年の1月下旬までの1か月間で全国一斉に電子入札が行われます。3月末に、落札事業者と協会が再商品化業務委託の契約を締結します。契約期間は、翌年度の1年間です。PETボトルの場合は、上期、下期の2つに分かれます。大まかなスケジュールは、上記のとおりですが、日本容器包装リサイクル協会のホームページを開き、画面右上の協会のリサイクル事業をクリックします。そうすると、協会のリサイクル事業の画面になり、画面の上部にある再商品化（リサイクル）事業のリサイクル事業の入札等スケジュールをクリックします。すると、リサイクル事業の入札等スケジュールの画面になり、スケジュールが書かれております。このホームページには、これまでの再商品化の実績、単価等様々なデータが記載されていますので、参考になると思います。

### 廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を実施しております。（5月10日現在、12件契約）

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設。更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）  
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。